

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
（職業訓練の種類等）						（職業訓練の種類等）					
第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	10人	1年	鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	10人	1年
			コンピュータ制御科	20人	2年				コンピュータ制御科	20人	2年
			土木システム科	15人	1年				土木システム科	15人	1年
			木造建築科	20人	1年				木造建築科	20人	1年
			介護福祉士養成科	5人	2年						
		短期課程	総合実務科	15人	1年			短期課程	総合実務科	15人	1年
			PCネットワーク科	10人	18時間				PCネットワーク科	10人	24時間
鳥取県立米子高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年	鳥取県立米子高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年
			設計・インテリア科	20人	1年				設計・インテリア科	20人	1年
			デザイン科	20人	1年				デザイン科	20人	1年
			介護福祉士養成科	5人	2年						
略						略					

(授業料等の減免)

第16条 条例第8条の規定による入校選考手数料及び入校料(以下「入校選考手数料等」という。)の減免は、次に掲げる者について行うものとする。

(1) 火災、風水害等の非常災害により、入校選考手数料等の納付が困難であると認められる者

(2) 訓練課程で行う訓練に係る職種の労働力の需要の増加が見込まれるため、当該職種に係る訓練課程で訓練を受ける者を確保する必要があると知事が認める訓練課程への入校を志願し、又は入校を許可された者

2 条例第8条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。

(1) 次に掲げる理由により授業料の納付が困難であると認められる者

ア 火災、風水害等の非常災害

イ 保護者又は成年に達した生徒を扶養している者(生徒と生計を一にする者に限る。)の疾病、障害又は死亡

ウ ア及びイ以外の家計の困窮

(2) 訓練課程で行う訓練に係る職種の労働力の需要の増加が見込まれるため、当該職種に係る訓練課程で訓練を受ける者を確保する必要があると知事が認める訓練課程に在籍する者

3 授業料、入校選考手数料及び入校料(以下「授業料等」という。)の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第4号)を校長に提出しなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる者に係る入校選考手数料にあっては入校願書、同号に掲げる者に係る入校料及び前項第2号に掲げる者に係る授業料にあっては誓約書の提出があったときにそれぞれ授業料等減免申請書が提出されたものとみなす。

(授業料等の減免)

第16条 条例第8条の規定による入校選考手数料及び入校料(以下「入校選考手数料等」という。)の減免は、火災、風水害等の非常災害により、入校選考手数料等の納付が困難であると認められる者について行うものとする。

2 条例第8条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。

(1) 火災、風水害等の非常災害により授業料の納付が困難であると認められる者

(2) 保護者又は成年に達した生徒を扶養している者(生徒と生計を一にする者に限る。)の疾病、障害又は死亡により授業料の納付が困難であると認められる者

(3) その他家計が困窮し、授業料の納付が困難であると認められる者

3 授業料、入校選考手数料及び入校料(以下「授業料等」という。)の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第4号)を校長に提出しなければならない。

(減免辞退の届出)

第17条 授業料の減免を受けている者が、前条第2項(第1号に限る。)の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

(減免辞退の届出)

第17条 授業料の減免を受けている者が、前条第2項の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行のために必要な準備)

2 改正後の鳥取県立高等技術専門学校規則第16条の規定に基づく授業料等の減免に係る手続は、この規則の施行前においても行うことができる。